自治会ガイドスック

一加入促進編一



西宮市 地域コミュニティ推進課 令和4年4月



はじ	どめに	1
1	加入促進の必要性	2
2	西宮市の自治会等加入率	3
3	自治会等に加入しない主な理由	3
4	自治会等加入のメリット	3
5	自治会等のホームページ例	4
6	加入促進の進め方	5 5 7 9
7	資料	13 13 15 17

はじめに

自治会・町内会(以下、「自治会等」と言います)は、地域住民の自由意志と 総意によって生まれた自治団体で、地域でのふれあいの輪を広げ、お互いに助け 合い、さまざまな活動を通じた住みよい地域社会と豊かなまちづくりのために、 大きな役割を果たしています。

近年では社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化し、 人と人とのつながりも希薄化しています。このような時代だからこそ、地域を基盤とした人と人のつながりの大切さが求められ、自治会等の果たす役割は重要になっています。

自分たちの地域を住みよい町にするためには、行政の一方的な働きかけだけではなく、住民と行政が意見を出し合い、協力し合い、それぞれの役割を分担することによって、より良いまちづくりができます。

自治会等の地域自治団体は「参画と協働のまちづくり」を進めるための大切なパートナーであることから、自治会等のさまざまな活動や加入促進の取り組み、相談などに対して積極的に対応してまいります。

こうしたことを積み重ね、市民と行政が一体となって、自治会等の加入促進に 取り組み、人と人とがつながり、互いに助け合い、支えあう、心温かい地域コミ ュニティの一層の醸成に努めてまいります。

このたび、平成28年3月発行の「自治会ガイドブック -加入促進編-」の内容の一部を見直し改訂いたしました。

この「自治会ガイドブック」が加入促進に取り組まれている皆様の一助になれば幸いです。



1 加入促進の必要性

自治会等は、会員相互の親睦や福利向上を目的として、自主的に結成・運営されている住民自 治組織です。地域の皆さんが安全安心に暮らすためには、日ごろから一人ひとりが地域に関心を 持ち、住民同士がつながりを持つことが大切です。

阪神・淡路大震災や東日本大震災に見られるように、大きな災害が起きた場合には、住民同士の助け合いにより、安否確認や、避難誘導、食料の確保、病人発生時の搬送等を住民自らが進んで行います。日頃からの地域活動、自治会等活動が活発な地域ほど、救出率も高かったと言われています。交流と親睦を通じて地域の「絆」や連帯意識を高め、いざという時に地域の「防災力」を発揮できるよう、加入促進に対する取り組みが必要です。



自治会等は、私たちの生活で最も身近な組織であり、もしもの時に一番頼りになる存在です。

下表は、阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったかを表しています。

生き埋めや閉じ込められた際の救助

誰が	割合	自助・公助・共助の別
自力で	34.9%	±11 00 00/
家族に	31.9%	自助 66.8%
友人・隣人に	28.1%	
通行人に	2.6%	共助 30.7%
救助隊に	1.7%	公助 1.7%
その他	0.9%	

(出典) 日本火災学会(室崎益輝執筆部分): 1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

また、近年、自治会等活動の課題となっている、役員の高齢化や人材不足、自治会等への未加入などにより、円滑な活動を継続することが困難になっている自治会等が増える傾向にあります。

自治会等の活動の衰退は、地域コミュニティの弱体化や災害、環境保全などへの対応力の低下を意味し、行政運営においても計り知れない影響が予想されます。子どもたちを健やかに育てていくことや高齢者が安心して暮らしていくためには、みんなで声を掛け合い助け合っていくことが必要であり、自治会等自らが取り組む課題となっています。

2 西宮市の自治会等加入率

令和3年7月現在、西宮市には、456の自治会等があり、その加入率は、69.6%と年々減少しています。加入率の低下に頭を悩ましている自治会も多く見受けられます。加入率の低下は、自治会活動の停滞を招き、さらには、地域の活力低下につながることになります。その結果、いざという時に地域が一体となって対応しなければならないような大災害等に立ち向かえなくなってしまいます。加入率の低下は自治会等にとっては、その存在にもかかわる大きな課題となっています。

3 自治会等に加入しない主な理由

自治会等に加入しない理由は、次のようなものが考えられます。

- ① 自治会等の活動を知らない(引っ越してきたばかり、住居には寝に帰るだけなど)
- ② 自治会等に**加入する必要がない** (地域・行政からの伝言は掲示板・市政ニュースで知ることができる、短期間の居住なので加入する必要がないなど)
- ③ 自治会**活動に参加したくない** (役員になるのが面倒、自治会活動に参加する煩わしさを感じたくないなど)
- ④ プライバシーを知られたくない (家族構成や職業などが知られてしまうなど)
- ⑤ 自治会費の負担が大きい (自治会費を払いたくないなど)

4 自治会等加入のメリット

- ① 住民同士のコミュニケーションができ、親睦を深めることができる。
- ② 行政に対し、自治会等を通して住民の声を反映させる機会が増える。
- ③ 地域で作成する情報誌やチラシなどが配布されるので、身近なイベント情報が入手できる。
- ④ 道路・側溝・道路照明の改善など日常生活上の環境整備に係る問題等が自治会等を通じて、的確に要望できるので安全・安心なまちづくりにつなげていくことができる。
- ⑤ 自治会等の**集会所などの施設を利用する**ことができる。



5 自治会等のホームページ例

自治会等では、独自でホームページを開設し、自治会活動の計画や報告、地域団体の紹介、 暮らしの情報などを写真入りで詳しく掲載しています。

<自治会ホームページの一例>

上甲子園1丁目福祉会

甲陽園目神山町自治会やまびこ会

越木岩自治会

津門綾羽町自治会

武庫川団地自治会

https://kamikoshienl.com

https://www.m-yamabiko-kai.com

http://kosikiiwajitikai.com

https://ayahacho.com

https://mukodan-jichikai.com



ホームページを開設したことのメリットとして

「地域の情報がいつでも閲覧できて便利になった」「掲示板の内容がいつでも見られる」 「引っ越した時に参考になった」などの声が寄せられています。

6 加入促進の進め方



自治会等は任意団体ですので、地域住民に**加入を強制することはできません**。しかし、自治会等に加入していれば、地域内の情報や行政からの情報提供はもちろんのこと、防災、子育て、高齢者支援、防犯・交通安全の確保など、地域における課題等への対応も容易になります。

自治会活動は、住民の相互理解が不可欠ですので、未加入世帯や新しく地域に住むことになった人に対しては、**積極的に情**

報提供をすることが必要です。特に、自治会等が実施している活動を詳しく説明し、加入しても らうことが大切です。また、未加入者の中には単身赴任や学生、高齢者世帯といった様々な立場 の人がいます。このため、その立場に応じた形で、無理なく自治会等と付き合っていけるような 制度(例えば会費や役職の軽減)を考え、加入しやすい環境を整えることも一つの方法です。

本市では、転入届堤出の際に、加入を呼びかけるチラシを配布するほか、平成25 年4月1日からは、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則」を改正し、新たな住民を受け入れる集合住宅等の建築事業主に対して、入居者へ自治会等の役割をお知らせし、加入について呼びかけることを義務付けています。

○ 加入呼びかけの心得

自治会等に加入していただくためには、**訪問前に入念な準備**を行うことが目的達成への 近道です。以下のことを意識して、効果的な訪問を心がけましょう。

◆呼びかけの手順

- ① 未加入世帯の把握、調査
 - ○住宅地図などを参考に未加入世帯の確認
 - ⇒マンション等の集合住宅の場合は、オーナーや管理人の 協力を得ましょう。
- ② 役員の共通認識、自治会等の役割の再確認
 - ○訪問時には、相手側から質問されることもありますので、9ページの『相手の質問にきちんと答えましょう』を熟読するなどして、役員の共通認識として備えておきましょう。
 - 〇加入のメリットは?など想定される質問に答えられるようにしましょう。 (想定質問と回答例は $9 \sim 1 \ 2 \sim \circ$)



③ 訪問時の説明資料等の用意

- ○あいさつ(加入のお誘い)状(新規転入者向けは、13ページに記載)・加入チラシ(市の作成例をご利用ください)
- ○自治会等の資料を用意(規約又は会則、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書等) ⇒できるだけ分かりやすく説明をすることを心がけましょう。

④ 訪問の方法

【訪問人数】

・2人程度(1人よりは複数で訪問しましょう)

【訪問時期】

- ・新規転入者には⇒居住開始後、間を置かずに訪問する
- 既居住者には⇒年度初めやイベント等の開催に合わせて訪問する

【訪問時間帯】

・相手の応対可能な時間帯を考慮する(夜はなるべく避けるよう心がけてください)

【携 行 品】

- ・新規転入者には⇒あいさつ(加入のお誘い)状、加入チラシ、総会の資料、イベントの案 内やごみ収集カレンダー等の資料
- ・既居住者には⇒加入のパンフレット、総会の資料、イベントの案内等

【訪 問】

- (1)初回訪問時→5分程度の簡単な説明にとどめる。
- (2)2回目訪問時→約1週間後。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、訪問者を替えるなど 工夫して訪問する。

◆マンション等の居住者の加入に向けて

マンション等の集合住宅の居住者は自治会活動に無関心な人が多く、加入に苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、集合住宅のオーナーや住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。

また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、相 互扶助のまちづくりに参画していることになり、自治会等にとっても 財源確保につながります。



① 短期居住の単身者にはどう勧めるか?

準会員や会費を減額する等の特例を設ける。

※会費の特例について、規約又は会則に明記します。なお、規約又は会則の変更には総会の議 決が必要です。

- ② 集合住宅のオーナー、住宅管理業者には何を協力してもらうか? 集合住宅のオーナーや住宅管理業者に加入の必要性を理解していただき、次のような協力をお願いしましょう。
 - (1)集合住宅のオーナー自身の加入 集合住宅が地域にあることで、オーナー自身にも賛助会員として加入を依頼します。
 - (2)住宅管理業者に直接交渉し、集合住宅単位での加入を依頼

集合住宅等には自治会が実施している清掃活動等を理解してもらったうえで、会費をオーナーに一括して支払っていただくなど、**集合住宅単位での加入を依頼するのも一つの考え方**です。学生以外の居住者には、入居時にオーナーから自治会加入チラシを配布してもらい、自治会等に加入してもらうようお願いするのもよいでしょう。 (新築の分譲マンションや賃貸マンションの場合は、市が建築事業主に、入居者が自治会等に加入するよう案内をお願いしています。)

会費だけ払えばよいのではなく、自分の意思で加入してもらい、積極的に行事にも参加して もらえるよう、地域のつながりの重要さについて説明することが大切です。

③ 集合住宅のオーナーが分からない場合は?

集合住宅の運営や管理は全て住宅管理業者に依頼してオーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらうなど、**住宅管理業者に協力をお願いするのも1つの方法**です。

※分譲マンションの場合、区分所有法第3条に基づき管理組合を設置し、建物の共有部分の管理 を行っています。また、管理組合とは別に自治会等を結成している場合もあります。

〇 加入呼びかけの事例

ここでは、加入の呼びかけ例を掲載します。皆さんの地域の特性を生かした上で、事例を参考 にしてみてください。

◆事例1. 未加入世帯への加入呼びかけ

下記の書類を入れた封筒を全戸配布します。

- ・自治会等の沿革、活動内容、子どもを対象とした行事、 自治会等の財政状況、役員氏名などを要約記載した資料
- ・あいさつ状(加入のお誘い状)と加入案内チラシ
- ・自治会等の範囲を示した略図
- ・規約又は会則
- ・自治会等事業のパンフレット



◆事例2. 連携により転入者情報を早めにキャッチする。

昔は、転入者から自治会長さんのところへあいさつに来ましたが、今はそのような時代ではありません。待っているだけでは、自治会等に加入してくれるということがなくなりました。

そのため、会員にも協力頂けるよう働きかけるとともに、集合住宅の場合は大家さんから転入の情報をキャッチし、役員さんや担当の班長さんを中心に、**積極的に加入の呼びかけを行うことが大切**です。

呼びかけ時には、加入チラシや自治会等の活動資料などを配布します。

但し、会員よりいただいた情報は個人情報なので、もちろん自治会等内で厳重に管理し、敬老会や見守り活動、子どもが参加できるイベントなど特定の目的にのみに使用し、自治会等活動以外の目的には使用しないよう注意します。

大切なことは、自治会等に加入していただけるよう誠意を持って加入の呼びかけを行うことです。特に、若者や単身者等には、あまり自治会等活動の必要性を感じてもらえない場合が多いと思いますが、粘り強く積極的に加入の呼びかけを行っていきましょう。



◆事例3、イベント時に加入を呼びかけるポスターを掲示する。

転入者には、自治会等への加入呼びかけのあいさつ(加入のお誘い)状や加入パンフレットを 作成し、各戸への訪問を積極的に行うなどして加入の勧誘をしましょう。

そして、自治会等の各種イベントの開催時には、加入呼びかけのポスターを掲示板に貼るとともに、イベントのチラシを配布するなどして、事あるごとに自治会等への加入をお願いしましょう。例えば、夏祭りやもちつき大会のような子どもに喜ばれるイベントは、親子連れが多く、未加入の世帯も参加しやすいことから、力を入れて自治会等の必要性をPRするよい機会です。

それらの呼びかけや訪問がきっかけとなり、次第にコミュニケーションが取れるようになり、自治会等へ入会しようと考える人も増えてくると思われます。



相手の質問にきちんと答えましょう 🔍 👢



加入の呼びかけで訪問すると、逆に相手に質問されることがあります。中には鋭い質問で、答 えに詰まってしまうことがあるかもしれません。

ここでは、住民からの想定質問と回答例を掲載しましたので、回答できるように心がけるとと もに、回答できない質問については会長や役員で相談して、後日、回答するようにしましょう。

一般的な想定質問と回答例

① 自治会はどのような活動をしていますか?

回答例:自治会は地域で住民が安全で安心して住み続けることができるように、防災訓練や防犯パトロール、地域の環境美化活動など様々な活動を行っています。

また、各種レクリエーション行事の開催や市の広報紙や公的団体からの情報提供のほか、地域で作成する広報紙やチラシなどを配布しています。

その他、道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活上の環境整備に係る課題等を関係機関 に要望し、安全・安心なまちづくりにつなげていきます。

② 自治会等に入らないといけないのですか?

回答例:自治会等への加入は任意ですが、地域生活に密着した 課題は個人での解決が難しい場合があります。 このような時は自治会等の役割が必要となるので、 ぜひ加入してください。



③ 市内にはいくつの自治会等がありますか?

回答例:令和3年7月1日現在、市内には456の単位自治会があります。連合自治会は28団体あり、多くの単位自治会等がそれぞれの連合自治会に加入しています。

④ 自治会等の地域は何を基準に区切られているのですか?

回答例:特に**明確な基準はありません**が、町丁別、地区や地域の特殊性、開発区域、大きな道路を 境にするなど、区域の広さや加入世帯はさまざまです。 マンションなどの集合住宅にも「自治会等」が組織されている場合もあります。

⑤ そもそも自治会等って何ですか?

回答例:同じ地域に住むことになった方々が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動や環境美化 活動、ごみ収集場所の清掃などさまざまな活動を行うことで、**自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です**。

⑥ そもそも自治会等は市役所の関係団体ではないのですか?

回答例:同じ地域に住む方々で設立された自治会等は、地域住民の生活向上や、明るく住みよいまちづくりを目的としています。このため、市の事業に協力することはありますが、市の関係団体ではありません。

⑦ 税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか?

回答例:住民のニーズが多様化してきたことや、**家庭や地域での新たな課題が多くなってきたことで、行政だけでの対応は難しく**なってきました。

そこで、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも示されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると考えています。



⑧ 個人情報は安全に管理していますか?

回答例:皆さんから提供いただいた情報は、自治会等で定めた目的のみに利用しています。また、いただいた情報は自治会等が適正に管理しています。

9 自治会費はどのような用途で使われていますか? 自治会費は月(年)いくらですか?

回答例:自治会費は、1ヵ月(1年)○○○円で、毎年総会で事業や予算の承認を得て使っています。 清掃、防犯パトロール、夏祭りなどの自治会活動に係る費用として支出しています。

⑩ 自治会費を支払いたくても払えない場合はどうすれば良いですか?また、支払えない場合、自治会等に入ることは出来ないのですか?

現実に高齢化が進み、年金生活では会費が支払えないといって自治会等を退会する方が増えている ようです。

回答例1:一度役員会で協議して、後日回答いたします。

回答例2:すでに減額等を実施している自治会等は減額について説明しましょう。

⑪ 自治会等に加入していませんが、行事に参加することはできますか?

回答例:ぜひ参加してください。行事に参加することで、隣近所や地域の皆さんとの交流を広げていただきながら、加入をご検討いただければと思います。

② 自治会活動で怪我をした場合はどうなりますか?

回答例:自治会等で保険に加入しているほか、市が加入している「西宮市自治会等公益活動補償制度」により活動中の怪我は補償されます。※保険加入状況を確認しましょう。



単身者、学生からの想定質問と回答例

自治会等にとっては、イベント等への単身者や学生の参加は、活動の大きな活力となります。 ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている人もいます。是非、単身者や学生な どに対して、根気よく加入を呼びかけましょう。

① 学生(単身)のため、長くは住まないのですが…

回答例:自治会等で行っているごみ収集場所の清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会活動は気づかないところで皆さんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁で○○町に住むことになったので、自治会等への加入をお願いします。

② 単身で帰りも遅く、留守しがちなので、役員にはなれませんが…

回答例1:皆さんお忙しいので役員は各班単位で1年ごとの持ち回りにしています。

回答例2:休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

回答例3:会費を納入していただくだけでも、自治会運営を行うためには大変助かります。

③ 年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは?

回答例:交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合 に合わせて参加してください。

④ 夏休み中に参加できるような活動はありますか?

回答例: 夏祭りや地区運動会などさまざまな活動があります。是非、参加してください。



7 資 料

加入のお誘い(例)

令和 年 月 日

新規転入された皆さんへ

○○○○○自治会 会長 ○ ○ ○ ○

○○自治会への加入のお誘い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、この度、〇〇町にご転入されたことに対し、〇〇自治会を代表 して心から歓迎いたします。

私ども〇〇自治会は、現在、〇〇世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、活動の資料をお届けしますので、ご一読いただき〇〇自治会へ加入していただけるようにお願いします。

会員が一人でも増えることは、自治会として大きな力となり、地域の問題解決を図る最大の方策だと確信していますのでよろしくお願いします。

なお、ご加入いただける場合、自治会費(年もしくは月〇〇〇円)は、転入の翌年・翌月からいただくことになっています。

ご不明な点、ご質問がありましたら、会長もしくは班長までご連絡ください。

☆連絡先: お気軽にお問い合わせください。

会長 OO OO (OO町1-2-3 Tu**-****)

班長 OO OO (OO町4-5-6 Tel**-****)

安心・安全な住みよいまちを 一緒につくりませんか !

〇〇自治会は、地域の住民がつくる自治組織です。さまざまな活動を通じて安心・安全で、快適に暮らせる住みよいまちづくりに取り組んでいます。

〇〇〇自治会ではこんな活動をしています!

●情報の伝達

身近な町内の情報や生活に欠かせない情報などについては、回覧板(ホームページ、SNS)などでお知らせしています。

●親睦行事の開催

住民同士が交流し楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

●防犯・防災活動

防犯パトロールや、いつ起きるかわからない災害に対する防災用具の整備等を行っています。

- ●生活環境の向上のための活動 清潔で快適なまちづくりのため、道路や公園・河川などの清掃を行って います。
- ●地域の課題への対応

地域の課題について、みんなで考え必要に応じて行政などへ要望し、解 決に努めています。

このほかにも、老人クラブや子どもの登下校の見守り、子ども会など、 地域で活動する各種の団体と連携・協力して、福祉や子育て支援、青少年 健全育成に取り組んでいます。

問い合わせは、			
自治会名			
会長 連絡先			
班長 連絡先			

転入時に配布しているチラシ



自治会・町内会は、あなたに一番身近な地域組織です。

阪神・淡路大震災発生時の救助データ 「自力または家族の救助(自助)」約 67% 「友人や近隣の救助(共助)」約 31% 「救助隊による救助(公助)」約2%

あなたはこの数字を、どう思いますか?

西宮市 自治会 検索

一一 北外

西宮市地域コミュニティ推進課 TEL:0798-35-3276

自治会·町内会Q&A

- Q1. 自治会・町内会に入ったらどんな活動をするの?
- A1. 地域によって活動はさまざまです。
 - ●登下校の子供達の見守り
 - ●火の用心パトロール
 - ●地域防災訓練の実施
 - ●クリーン作戦
 - ●夏祭り・敬老会等の開催
 - ●運動会・ソフトボール大会の開催
 - ●回覧板や掲示板等による情報提供 しかし、全てに参加しなければならないというわけではありません。 無理のない範囲でご参加ください。
- Q2. 会費はどのくらい?
- A2. 金額や徴収方法は地域によって異なりますが、月 100 円~ 300 円前後です。
- Q3. 活動中にケガをしたら?
- A3. 平成 26 年 8 月から「西宮市自治会等公益活動補償制度」がスタートしました。 保険料は不要です(市が負担)。 ※適用には条件があります。
- Q4. 自治会・町内会に入るにはどうしたら良いの?
- A4. お住いの自治会・町内会役員にお尋ねください。 連絡先が分からない場合は、市・地域コミュニティ推進課へお問い合わせください。











加入者に聞きました



災害発生のときは、自治会の 存在が心強かったです。

60 代男性



地域の方と仲良くなりました。 20代女性 知っている方に囲まれて、 安心して子育てしています。

30 代ご夫婦





地域の情報を教えてもらえて ありがたいです。

40 代男性

МЕМО

問合せ

西宮市役所 地域コミュニティ推進課

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所 7 階 TEL:0798-35-3276 FAX:0798-23-5551

自治会等地域活動の「もしもの事故」をサポートします

西宮市自治会等公益活動補償制度のご案内

掛金は不要 事前の加入手続きも不要

制度の概要

「西宮市自治会等公益活動補償制度」は、市民のみなさんが安心して自治会等の地域活動を行えるように、**自治会等の公益的な活動中**の傷害事故や賠償責任などを補償する制度です。

※西宮市における他の制度で補償される場合、当補償制度は適用されません。



補償対象となる人

西宮市が毎年7月に実施する「地域自治団体調査」で調査票を提出いただいた単位自治会及び連合自治会に所属し、自治会や町内会等の一員として公益的な活動に直接参加した人。

~注意~

あくまで自治会の一員として、公益的な活動を行った人が対象になりますので、「お祭りなどの単なる参加者」「講演会などの単なる参加者」「運動会の単なる応援者」などは対象外になります。

補償対象となる活動



総会や役員会など会議への参加、防災訓練、防火・防犯パトロール、 地域清掃・美化活動、お祭りや盆踊りの開催、スポーツ・レクリエー ションの開催、青少年の健全育成、高齢者家庭や独居家庭の見回り、 地域集会所の管理運営、登下校の監視・誘導、子どもたちへの交通安 全の啓発活動など自治会等が行う「公益的な活動」が対象になります。

~注音~

- ・「政治的及び宗教的活動」や「営利を目的とした活動」など公益を目的 としない活動や、一部の人だけで行う「趣味的な活動」、「突発的・ 一時的な活動」、「危険を伴う活動」などは対象になりません。
- ・年次計画においてあらかじめ実施日時等が定められている活動が 対象となります。(だんじり等の危険な内容の催しについては対象 外となる場合があります。)



自治会ガイドブック 令和4年4月改訂

- 加入促進編 -

西宮市 地域コミュニティ推進課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

Tel 0798-35-3276 • 3876 / Fax 0798-23-5551

E-mail: chiikitantou@nishi.or.jp